税の専門家・税理士と一緒に

税金について学んでみませんか？

租税教室のご案内

南九州税理士会

平成２６年９月

「税は国家の礎」

平成 23 年度税制改正大綱において「健全な納税者意識の一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要がある」とされ、検討事項として「租税教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たす役割は益々重要になっていく」と記載されています。

また平成 26 年 3 月の税理士法改正により、税理士会会則に租税教育への取組の推進が設けられることとなりました。

南九州税理士会では、社会貢献活動の一環として租税教育を積極的に実践しています。

平成 25 年度の南九州税理士会における租税教室の実施件数は 408 件で、平成 23 年度の 367 件、平成 24 年度の 374 件と、この 3 年の推移を見ると、微増ながらも着実に実施件数が伸びています。

しかし、その内訳は小学生向けの教室が圧倒的に多く、高等学校・大学・社会人等での実施は、平成 23 年度 56 件、平成 24 年度 54 件、平成 25 年度 74 件と、3 年間の平均で全体に占める割合は 20%に満たない状況です。

当会では平成 24 年度に租税教育推進部を創設し、租税教育内容の充実及び小・中学校への講師派遣はもとより、高等学校・大学等において積極的に行うことを方針とし、租税教育のより一層の充実に努めて参ります。

租税教育の目的

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することであります。

学校教育における租税教育の現状は、小学校・中学校・高等学校で納税の義務、租税の意義・役割、国・地方自治体の財政等の授業をしていますが、租税制度の複雑化等と相俟って、税務の専門家による租税教育の重要性が高まっています。

租税教育は生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学の学生、社会人全般にわたる生涯に及ぶものです。

租税教育推進部の創設

南九州税理士会は日本税理士会連合会のなかでも租税教育に特に積極的に取り組んでいる単位会であり、小・中学校はもとより、高等学校の先生からも高い評価を得ており、その活動は注目されています。平成 17 年度に南九州税理士会の全 36 支部が租税教育推進協議会の賛助会員として加入した結果、講師派遣が大幅に増加するなど、積極的に租税教育の普及推進に向けて取り組んで参りました。

今年度は、平成 23 年度税制改正大綱を受け発足した文部科学省、総務省及び国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会」における協議の推移を踏まえ、当会では租税教育推進部を新設し、『税に対する国民の理解を深めるため、税理士会独自の租税教育を積極的に推進するとともに、租税教育推進協議会が開催する租税教室に講師を派遣する』ことを目的に掲げ、モデル授業による講師養成研修を実施するなど、より一層租税教育の発展に努めて参ります。

租税教室の講義内容

税理士会は、租税教育推進協議会、税務行政、教育行政との連携を図りながら、租税教育推進協議会と学校、その他の教育関係団体が実施する「租税教室」に対して、税理士の講師派遣を行います。

小・中・高・大学生に加え社会人を対象とした租税教室では、主に税金に関する基本的な仕組みを習得することを目的とし、高学年になるに伴い内容がより細かくなっていきます。

小学校・中学校・高等学校それぞれにおいて、講義形式やグループ学習形式等、様々な授業を行っております。授業では必要に応じてアニメのＤＶＤやパワーポイント、パネル等を教材として使用しています。

また、高等学校については、進学校・一般校・商業高校それぞれに合わせた授業内容をご用意しております。

担当講師が事前に打合せに伺った際に、ご希望の講義内容や教材等をお伝え下さい。

ご希望に沿った授業形態を作り上げていきます。

南九州税理士会による租税教室実施状況

南九州税理士会では、税務に関する専門家として申告納税制度の理念にそって、国民及び納税者の納税道義の高揚と納税知識の一層の普及を図ることを目的とし、租税教育事業を積極的に推進しています。

■平成 25 年度租税教室県別実施回数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

小・中学生対象・・・334 回
高等学校・大学・専門学校生対象・・・62 回
社会人対象・・・12 回
計 408 回

学校 / 県	小学校	中学校	高校	大学	社会人	合計
熊　本	44	21	9	1	1	76
大　分	66	35	27	2	6	136
鹿児島	109	18	11	0	1	139
宮　崎	28	13	8	4	4	57
合計	247	87	55	7	12	408

租税教育の必要性

小学校、中学校、高等学校の学習指導要領では、租税について学習することを定めています。

【学習指導要領抜粋】

小学校【平成 20 年 3 月告示】

（第２章「各教科」第２節「社会」第２「各学年の目標及び内容」〔第６学年〕）

２　内　容

（２）我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア　国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ　日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

３　内容の取扱い

（２）内容の（2）については、次のとおり取り扱うものとする。

イ　国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

ウ　アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

エ　（略）、またイの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

（注）昭和 43 年 7 月、小学校の学習指導要領に「納税の義務」が記載された。

中学校【平成 20 年 3 月告示】

（第２章「各教科」第２節「社会」第２「各分野の目標及び内容」〔公民的分野〕）

２　内　容

（２）私たちと経済

イ　国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

（注）昭和 44 年４月、中学校の学習指導要領に「納税の義務」、「租税の意義と役割」などが記載された。

高等学校【平成 21 年 3 月告示】

（第２章「各学科に共通する各教科」第３節「公民」第２款「各科目」第１「現代社会」）

２　内　容

（２）現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ　現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

（第２章「各学科に共通する各教科」第３節「公民」第２款「各科目」第３「政治・経済」）

２　内　容

（２）現代の経済

現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について理解させるとともに、その特質を把握させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア　現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

（注）昭和 53 年 8 月、高校の学習指導要領解説で「納税の義務」などに触れるよう記載された。

～小学校編～

小学校における租税教育の目的

小学校における租税教育の最も重要な目的は、「税を身近に感じてもらうこと」です。

納税の義務や税金の種類等にはあまりこだわることなく、「豊かで安心した暮らしを実現するために、税金がどのようなものに使われているか」といった、税の役割や必要性を中心に説明をします。

みんなが支え合い助け合って社会が成り立っていることを少しでも実感してもらえるような授業を心掛けています。

授業内容〈例〉

（一般的な 1 授業時間は 45 分間）

小学生に対する租税教室では、「税金の授業なんて、小学生には難しいのでは」、「税理士が行う租税教育って、なんか堅苦しそう」、というイメージを持たれないよう、子どもたちの知っている身近なことから授業を組み立てて、税に興味を持ってもらいます。

例えば、アニメのDVDを見たり、クイズ形式の授業をするなど、税について楽しく親しみやすく学んでもらうために、さまざまな教材を用意しています。

クイズに元気よく手をあげる子どもたち！

授業を受けた児童からの感想

◆今までは税についてほとんど知らなかったし興味がありませんでしたが、この授業で少し意識が変わりました。私達の生活は税のおかげで豊かなんだとわかりました。

◆初めて一億円を持ってみて、とっても重いなと思いました。

講師の話を熱心に聞く子どもたち

◆いろいろな種類の税金があったのでびっくりしました。

◆税金があるから勉強できるとわかりました。ぼくたちにできることは物を大切にすることなので、これから学校の物は大切に使おうと思いました。

◆私たちが何気なく使っている教科書、黒板なども税金によって配られていることがわかりました。

◆クイズに1問しか正解出来なかったので、税のことについてもっと知りたいと思いました。

◆私はよく県立図書館に本を借りに行きます。その本も税金で買われているということを知って、これからも本を大切に読もうと思いました。

◆税は大切だなぁと思いました。一生懸命勉強して、大人になったらしっかり税金を納めたいです。

～中学校編～

中学校における租税教育の目的

中学校における租税教育の主な目的は、小学校で学んだ税金の役割から一歩発展して「財政の役割」を理解すること、納税の義務が意図する公平な税負担の仕組みや税金の使われ方を理解することです。

私たちのより良い生活、社会福祉の充実と高齢社会に向けた安心できる国づくりの実現のため、今後ますます税金が果たす役割が重要なものとなっていくことを解説し、税を身近なものに感じてもらいます。

授業内容〈例〉

（一般的な 1 授業時間は 50 分間）

小学生同様、税金の役割を中心に説明します。

財政の仕組みや税金の種類についても簡単な説明を加えることにより、納税義務が意図するあるべき姿、すなわち公平な税負担の仕組みや、税金の使われ方を理解してもらいます。

また、租税法律主義や申告納税制度についても説明します。

税金はどんなものに使われているのだろう？

授業を受けた生徒からの感想

◆すごく色々と考えることができて楽しく有意義な時間だった。いい意見がたくさん出たので実現できたらいいと思う。

◆資本主義社会とはいっても、うまくバランスをとって皆が暮らしやすい環境をつくることを最優先にしなければと思った。

◆国の現状がとても良くわかって、国民の一人として真剣に考えていくべきだと思った。

◆国民全員が良い生活をするためには、もっと多くの人の努力が必要だと思った。

◆税によるサービスが充実しているのは嬉しいけれど、借金で負担を先延ばしにしていることを知って少し嫌だった。将来の人に負担を押し付けないためには増税も必要だと思う。

◆日本は問題を先送りにしていてちゃんと向き合っていないと思った。

◆累進課税制度は、年収が多い人にとってはすごく損だと感じるかもしれないが「助け合いの心」だと思う。全員が同じ金額を払うのは金額だけ見れば平等かもしれないけれど、負担は平等ではないから。

◆必要なお金と実際に集まるお金にこれほど差があるとは思わなかった。

◆完璧な社会を作ることは無理でも、本当に公平な社会を目指していかなければと思う。

～高等学校編～

高等学校における租税教育の目的

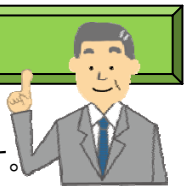

高校生にもなれば、いよいよ大人の仲間入り。卒業後すぐに社会に出ていく生徒もいますし、あと2年もすると、有権者として国政について考えなければならない立場になります。

そこで、高校生においては、これから加速度的に進む少子高齢社会に対応する社会保障の充実や、社会資本の整備など、これらの費用が税金によってまかなわれているということを認識してもらい、納税意識の向上を目指します。

授業内容 ＜例＞

（一般的な 1 授業時間は 50 分間）

実際の生活の中で必要な税の知識を学んでもらいます。

国家財政の仕組みや税金の種類、公平な税負担の仕組み、税金の使われ方を理解してもらい、現在わが国が直面している財政危機についても関心をもってもらいます。

そこで、「公平」「公正」という考え方をしっかりと理解させ、租税の在り方について考えてもらいます。

また、実際に申告書や源泉徴収票を作成するなど、税金をより身近に感じてもらいます.

授業を受けた生徒からの感想

◆私たち一人ひとりの教育費に1000万円もの税金が使われている点では、私たちは期待されているというか、大事にされているというか、恵まれた国に生まれたなと思いました。

◆水平的公平や逆進性などの言葉は何度かテレビや新聞で聞いたことがあったけれど、いまいち理解できなかったので、今回わかりやすく説明していただき、すごくよくイメージができました。

◆毎日買物をする中で消費税を払っていたけれど、最近の増税の話で初めて税について考えるようになったので、今日の話でよくわからなかった部分がわかってよかった。

◆税について考えること＝国について考えることになるということがよくわかった。

◆とても身近なものであるのに、税金については表面的なことしか知らなかったので、今日の話をきっかけにこれからもっとニュースなどで知っていこうと思いました。

◆今も昔も、税は何かと政治の問題になる。なぜ租税についてあれほど揉めるのかをもっと知りたい。

租税の意義についてみんなで考えてみよう。

～大学編～

大学における租税教育の目的

大学で租税法を学ぶ一部の学生を除き、一般的に税知識は心許ないものと思われます。

大学時代は、学生に対する租税教育のベストチャンスであり、社会人予備軍としてラストチャンスでもあることから、小・中・高校の租税教室の内容の習得はもちろん、状況に応じてさらに深度のある講義を行います。

講義内容

講義内容は日本税理士会連合会において作成した、大学生向け講義用テキスト等を使用し、社会人として必要な税に関する基礎学力の習得から、より専門的な租税制度等について講義を行います。

標準的な講義モデルは以下の内容となっております。なお、標準版以外にも税法版テキストと歴史版テキストもございます。

	項　目	内　　容
1	我が国の租税制度	税の歴史（学問のすすめ～シャウプ勧告）
2	租税の概念	公益性、権力性、非対価性について
3	財政の役割としくみ	財政の3つの機能。政府の役割の変化について
4	財政の景気調整機能	ビルトイン・スタビライザーとフィスカル・ポリシー
5	国の財政「歳入」	国の歳入の内訳
6	国の財政「歳出」	国の歳出の内訳
7	公債残高の状況	財政をめぐる問題点
8	租税負担の国際比較	租税負担率と国民負担率の諸外国との比較
9	負担と福祉のバランス	「高福祉・高負担」・「低福祉・低負担」
10	租税法の基本原則	①租税法律主義、②租税公平主義、③自主財政主義
11	租税体系	日本の租税の構造について
12	租税の種類	「現行租税体系」から、さまざまな税を分類
13	納税義務者	所得税・法人税・消費税の納税義務者
14	申告納税方式と賦課課税方式	税体系の根本概念について
15	税理士の役割	税理士の使命と仕事について

シャウプ勧告報告書

～社会人編～

社会人に対する租税教育の目的

租税教育は生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学の学生、社会人全般にわたる生涯に及ぶものです。

社会人は納税者そのものであり、本来最も正しい税知識が必要であると考えられます。

学校教育の現場では徐々に租税教育が浸透しつつありますが、これに対し社会人に対する租税教育の場は、非常に少ない状況と思われます。

当会におきましては、以下のような社会人を対象とした租税教室開催にも積極的に参加してまいります。

- ○　新社会人を対象とした租税教室
- ○　各自治体において開かれている生涯学習における租税教室
- ○　夏休み期間等における親子租税教室

なお、社会人向け租税教室には、主に以下のテキストを使用します。

「やさしい税金教室」 日本税理士会連合会作成

「知っておきたい税のはなし」 東京税理士会作成

～教員編～

教員に対する租税教育の目的

平成23年度税制改正大綱において「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、各関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこと」の重要性が掲げられております。そしてこれを受け、平成23年11月16日に、租税教育に関係する文部科学省・総務省及び国税庁の3省庁により、租税教育推進関係省庁等協議会が発足し、日本税理士会連合会は同協議会に賛助会員として参画し、租税教育推進の一翼を担うこととなりました。

また、同日に開催された第1回協議会における合意に基づき、以下の事項について、文部科学省より都道府県等の関係機関に対し、租税教育の一層の充実策が講じられるよう、推奨文が発遣されました。

① 高校、大学等における租税教育の充実について
② 租税教育を担う教員等に対する意識啓発の充実について
③ 租税教育の充実を目指した官民の協力について（税理士等の税の専門家の租税教室講師への派遣・受入）

これらのことは、学校教育における租税教育の充実を図るため、直接、教育に携わる教員の皆様に対し、租税についてのより確かな理解が求められているものと考えられます。

一方、日本税理士会連合会は、平成23年4月に新たに制定した租税教育基本指針において、教員を対象とした租税教育の支援を掲げております。

当会におきましても、以下のような支援を進めてまいりますので、是非ともご活用いただきますようお願い申し上げます。

○ 教員研修等における租税教育についての研修会講師
○ 租税教室教材の提供

近年、ますます租税教育が重視される中、日税連では、租税教育の目的、租税教育における税理士の役割、税理士会が行う租税教育の対象などを明確にするため、租税教育基本指針を制定しました。

Ⅰ　日本税理士会連合会　租税教育基本指針

平成 23 年 4 月 21 日制定

１ 租税教育の目的

日本国憲法は、教育の義務（第２６条第２項)、勤労の義務（第２７条)、そして第３０条において納税の義務（国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ）の三大義務を規定している。

我が国の租税制度は、この国民の納税義務を受けて租税の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度とは納税義務者（以下、「納税者」という。）が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度における国民主権を表し、民主的な手続きであると言える。この申告納税制度を支えるものは、納税者の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

２ 租税教育における税理士の役割

税理士法第１条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。

従って税理士は、租税教育のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育の充実を求め、啓発につとめる社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。またこのことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。

租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

3 租税教育の対象

税理士が行う租税教育の対象は以下のとおりである。

①学校教育における租税教育

学校教育法に規定する学校等・・・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び各種学校

※小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努めること。

②小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした租税教育

効果的かつ効率的な租税教育を進めるには、児童、生徒に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する必要がある。

③社会人を対象とした租税教育

一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税意識や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連においての学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育にも取り組むことが求められている。

4 租税教育の運営

税理士会は、租税教育の具体的な運営を行い、日本税理士会連合会は、これを支援する。

5 指針の改廃

当指針の改廃については、正副会長会の議を経なければならない。

Ⅱ　税理士会による租税教室実施状況

平成 25 年度の各税理士会における租税教室の実施件数は 7,650 件で、平成 17 年度からの推移を見ると着実に実施件数が伸びています。

しかし、小学生向けの教室が圧倒的に多く、高等学校への実施はそれほど延びていないことがグラフからも分かります。

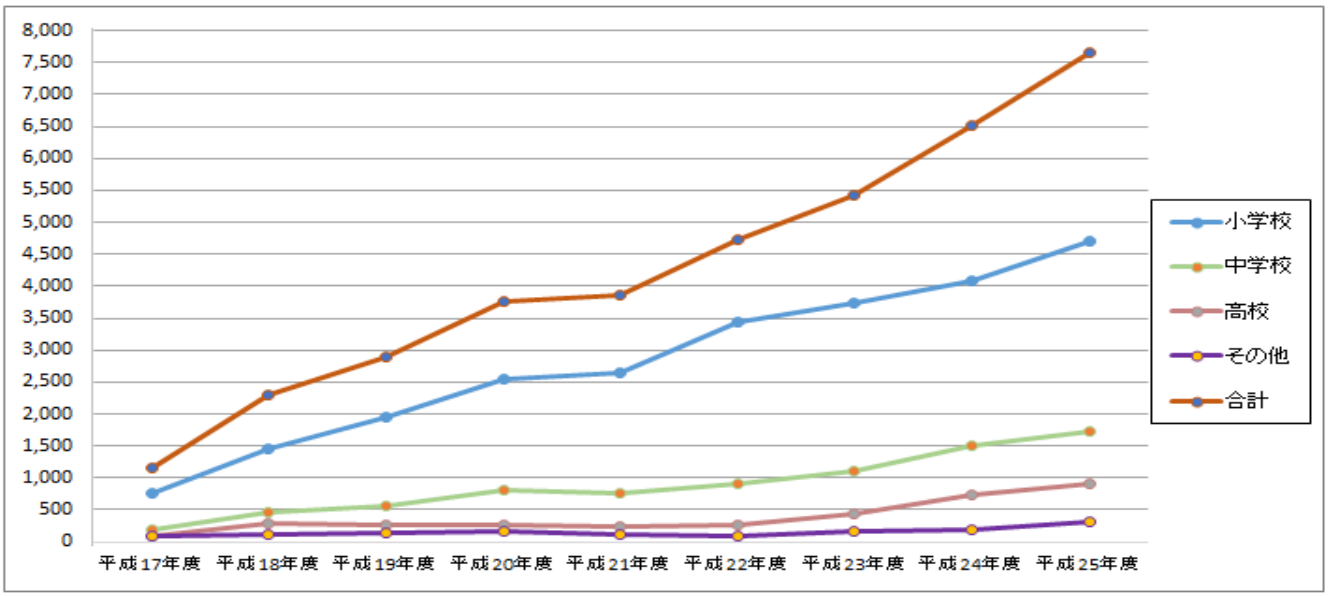

※平成 25 年度のその他には専門学校、大学、社会人の回数を含む。

平成 25 年度税理士会別租税教室実施件数　　（単位：回）

税理士会	合　計	小学校	中学校	高等学校	専門学校	大学	社会人・その他
東　　京	1,433	1,062	278	23	63	2	5
東京地方	534	439	58	28	4	3	2
千　葉　県	187	132	33	17	0	3	2
関東信越	1,282	854	229	126	48	8	17
近　　畿	920	519	223	130	11	13	24
北　海　道	201	99	56	34	6	3	3
東　　北	366	259	60	34	4	4	5
名　古　屋	432	190	144	91	3	1	3
東　　海	586	333	180	65	7	0	1
北　　陸	281	126	75	54	9	2	15
中　　国	364	100	144	106	4	10	0
四　　国	151	33	39	79	0	0	0
九州北部	418	286	98	31	0	3	0
南　九　州	408	247	87	55	6	1	12
沖　　縄	87	24	31	24	5	1	2
合　計	7,650	4,703	1,735	897	170	54	91

Ⅲ　税理士が行う租税教育の重要性

租税教育を行う担い手として税理士・税理士会が重要な役割を担っていることが、平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれました。

平成 23 年度税制改正大綱（ 抜粋）	平成 22 年 12 月 16 日

第２章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

１．納税環境整備

（2）租税教育の充実

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、**税理士・税理士会**においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

９．検討事項

〔国税〕

（１）納税者権利憲章の制定や税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税教育の重要性も一層高まる中、**税理士**の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられます。**税理士制度**については、平成 23 年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっては、**税理士**を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、**税理士**に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。

「平成 23 年度税制改正大綱」を受け、租税教育推進協議会の全国組織として、文部科学省・総務省・国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会」（中央租推協）が設立され、平成 23 年 11 月 16 日に開催の第１回協議会において日税連が賛助会員となることが承認されました。

第１回租税教育推進関係省庁等協議会における確認事項	平成 23 年 11 月 16 日

合意事項

以下の事項について、文部科学省より都道府県等の関係機関に対し、租税教育の一層の充実策が講じられるよう、推奨文の発遣を行う。

①高校、大学等における租税教育の充実について

②租税教育を担う教員等に対する意識啓発研修の充実について

③ 租税教育の充実を目指した官民の協力について（税理士等の税の専門家の租税教室講師への派遣・受入）

※ ３省庁（文部科学省・総務省・国税庁）の関係する諸機関への租税教育の充実に関する通知（推奨文）の発遣は平成 23 年 12 月に終了しました。

税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成２６年３月２０日に参議院本会議で可決され、「税理士法」に租税教育への取り組みの推進が日税連及び税理士会の会則の絶対的記載事項になりました（規定の施行日は平成２７年４月１日）。

税理士法（抜粋）	平成 26 年 3 月 20 日

第６章　税理士会及び日本税理士会連合会

（税理士会の会則）

第４９条の２　（略）

２　税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

（略）

十　租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

信頼のバッジ

熊本県連合会

〒862-0971　熊本市中央区大江５丁目17番５号
ＴＥＬ０９６-３６６-８２５１

大分県連合会

〒870-0034　大分市都町１丁目３番22号
大分都町ビル７階
ＴＥＬ０９７-５３２-２９７４

鹿児島県連合会

〒892-0821　鹿児島市名山町９番１号
鹿児島県産業会館２階
ＴＥＬ０９９-２２５-６１４８

宮崎県連合会

〒880-0806　宮崎市広島１丁目18番７号
大同生命宮崎支社ビル４階
ＴＥＬ０９８５-２８-２５７８

あなたの暮らしのそばにいる

南九州税理士会

〒862-0971 熊本市中央区大江５丁目17番５号
ＴＥＬ０９６-３７２-１１５１
ＵＲＬ http://www.mkzei.or.jp/